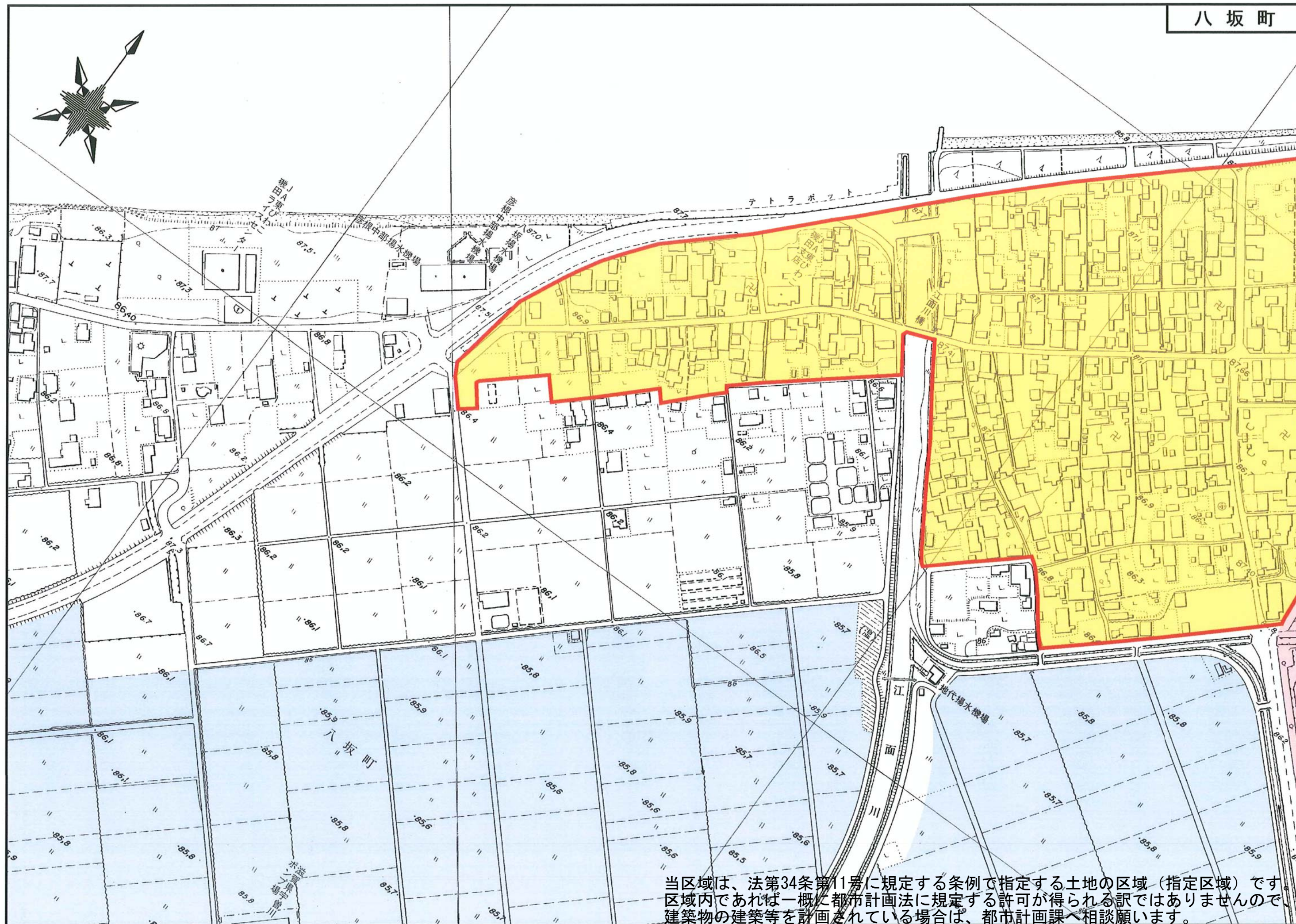




当区域は、法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（指定区域）です。区域内であれば一概に都市計画法に規定する許可が得られる訳ではありませんので、建築物の建築等を計画されている場合は、都市計画課へ相談願います。